

建設技第 1582 号  
令和 2 年 9 月 16 日

佐賀県公契連担当課長 様

建設・技術課長  
(公印省略)

工事関係書類の改正及び変更契約書等の取扱いについて (お知らせ)

日頃より、建設行政の推進にご協力頂きありがとうございます。

現在、建設業界の就労環境の改善は大きな課題となっており、受注者の負担軽減を図るため、工事関係書類について国土交通省の様式と統一することとしております。

佐賀県においては、**令和 2 年 10 月 1 日 (以下「施行日」という)** から、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

記

1. 別添のとおり工事関係書類を改正し、施行日以降に締結する請負契約から使用する。
2. 建設工事及び業務委託における変更契約に係る書類について、当初契約内容を黒及び黒実線、変更契約の内容を赤及び赤実線または黒点線で着色する。
3. 令和 3 年 3 月 31 日までは移行期間とし、従前の書類の使用も妨げないが、施行日以前に締結した請負契約であっても、施行日以降に引渡しを行う場合は引渡書を徴収する。

(担当)

建設・技術課 入札・契約担当

電話：0952-25-7102